

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税法における固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、地方税法における固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南大隅町長

公表日

令和3年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法における固定資産税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に則り、土地、家屋及び償却資産の所有者に対する固定資産税の賦課に関する事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価及び価格の決定 ②固定資産税の賦課 ③納税通知書の作成及び通知 ④固定資産税に関する証明書等の発行 ⑤固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産、賦課)の照会</p>
③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし
	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項 27の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I -3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項	①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	見直し
平成28年9月12日	I -4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27項	番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項27の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第20条	事後	見直し
平成28年9月12日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	I -5-② 所属長の役職名	税務課長 畑地 耕一郎	税務課長	事後	記載事項変更
令和1年6月7日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新規項目	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日	IV-2 特定個人情報の入手	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-3 特定個人情報の使用	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新規項目	委託しない	事後	
令和1年6月7日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	新規項目	提供・移転しない	事後	
令和1年6月7日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-8 監査	新規項目	[○]自己点検	事後	
令和1年6月7日	IV-9 従事者に対する教育・啓発	新規項目	十分である	事後	
令和2年4月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	I -4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事後	令和3年法律第37号による法改正による変更